

平成23年5月

滋賀県議会臨時会議案

(その1)

目 次

	頁
議第 91 号 平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第 2 号）	1
議第 92 号 平成23年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第 1 号）	5
議第 93 号 専決処分につき承認を求めることについて（平成22年度滋賀県一般会 計補正予算（第10号））	9
議第 94 号 専決処分につき承認を求めることについて（滋賀県税条例の一部を改 正する条例）	11

一般会計補正予算

議第91号

平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第2号）

平成23年度滋賀県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,354,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 501,608,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰入金		千円 37,655,095	千円 348,614	千円 38,003,709
	2 基金繰入金	35,737,746	348,614	36,086,360
15 諸収入		39,179,387	2,006,000	41,185,387
	3 貸付金元利収入	31,054,942	2,006,000	33,060,942
歳入合計		499,253,745	2,354,614	501,608,359
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 政策調整費		千円 10,300,079	千円 102,570	千円 10,402,649
	2 防災費	804,364	102,570	906,934
3 総務費		22,301,406	3,200	22,304,606
	5 統計調査費	153,592	3,200	156,792
6 健康福祉費		83,353,287	198,507	83,551,794
	1 社会福祉費	37,780,494	9,340	37,789,834
	2 児童福祉費	14,270,328	1,128	14,271,456
	5 公衆衛生費	22,786,541	133,578	22,920,119
	8 医薬費	5,253,071	54,461	5,307,532
7 商工観光労働費		31,920,017	2,029,337	33,949,354
	1 商工業費	4,087,023	200,371	4,287,394
	2 中小企業費	21,553,860	1,818,194	23,372,054

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 観光費	千円 476,919	千円 10,772	千円 487,691
10 警察費		29,020,726	21,000	29,041,726
	1 警察管理費	26,569,013	21,000	26,590,013
歳出合計		499,253,745	2,354,614	501,608,359

議第91号
平成23年度滋賀県一般会計補正予算(第2号)

特別会計補正予算

議第92号

平成23年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度滋賀県の公営競技事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 564,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,874,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年 5月10日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技事業収入		千円 25,283,210	千円 761,385	千円 26,044,595
	1 公営競技開催収入	25,283,210	761,385	26,044,595
3 財産収入		197	△ 177	20
	1 財産運用収入	187	△ 177	10
4 繰越金		30,000	△ 30,000	—
	1 繰越金	30,000	△ 30,000	—
5 諸収入		28,972,873	△ 167,208	28,805,665
	1 施設利用料	65,493	4,007	69,500
	2 県預金利子	6	14	20
	3 受託事業収入	28,894,269	△ 171,335	28,722,934
	4 雑入	13,105	106	13,211
歳入合計		54,310,000	564,000	54,874,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技事業費		千円 53,846,942	千円 493,500	千円 54,340,442
	1 経 営 費	145,849	△ 177	145,672
	2 開 催 費	53,701,093	493,677	54,194,770
4 繰上充用金		—	70,500	70,500
	1 繰上充用金	—	70,500	70,500
歳 出 合 計		54,310,000	564,000	54,874,000

そ の 他 の 議 案

議第93号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第10号）については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第10号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ519,123,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり専決する。

平成23年3月30日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方交付税		千円 110,672,178	千円 48,097	千円 110,720,275
	1 地方交付税	110,672,178	48,097	110,720,275
歳 入 合 計		519,075,141	48,097	519,123,238
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 政策調整費		千円 12,811,458	千円 5,761	千円 12,817,219
	2 防 災 費	1,834,672	5,761	1,840,433
3 総務費		39,809,957	544	39,810,501
	1 総務管理費	28,175,417	544	28,175,961
6 健康福祉費		84,355,600	30,979	84,386,579
	4 災害救助費	82,247	10,100	92,347
	8 医 薬 費	3,320,099	20,879	3,340,978
9 土木交通費		50,748,868	2,640	50,751,508
	9 住 宅 費	882,843	2,640	885,483
10 警察費		28,376,109	7,775	28,383,884
	1 警察管理費	26,148,215	7,775	26,155,990
11 教育費		126,181,451	398	126,181,849
	8 保健体育費	934,972	398	935,370
歳 出 合 計		519,075,141	48,097	519,123,238

議第94号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年3月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第8条第1項から第7項まで、第9項、第11項から第16項までおよび第21項ならびに第9条第1項、第4項および第7項中「平成23年3月31日」を「平成23年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。